

令和8年度採用 下田地区消防組合会計年度任用職員募集要項

1 募集事項

項目	内容
勤務場所	下田消防本部(下田市六丁目1番14号)
募集人員・職種	一般事務 2人
業務内容	事務補助(経理事務の補助、受付業務、パソコンを使用して書類作成・入力業務)

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
給料・報酬	時給1,222～1,281円
期末勤勉手当	6か月以上勤務かつ週15.5時間以上勤務の職員に対して支給 6ヶ月期・12ヶ月期ともに2.325月。ただし、採用初年度の6ヶ月期については、0.775月
通勤費	通勤距離片道2km以上の職員に対して支給
雇用形態	パートタイム会計年度任用職員 週5日で1日あたり7時間の範囲内 または 週35時間以内
勤務時間	就業時間:9:00～17:00(実働7時間)※時差出勤制度あり 休憩時間:12:00～13:00
休日	週休日(土、日曜日)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
年次有給休暇	任用の日から起算した継続勤務日数に応じて付与します。 ※6月経過後の有給休暇日数 10日 令和8年3月31日まで下田地区消防組合の会計年度任用職員であった者が令和9年4月1日に会計年度任用職員として任用された場合は、年次有給休暇を引き継ぎます。
その他休暇(有給)	夏季休暇、公民権行使休暇、官公署出頭休暇、災害等休暇(現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上)、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、病気休暇、不妊治療、育児参加
その他休暇(無給)	育児時間休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間休暇、生理休暇、子の看護休暇、骨髓等ドナー休暇
社会保険等	(1)次の要件を満たす職員は、健康保険・厚生年金保険の被保険者として適用されます。 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・報酬月額が88,000円以上 ・2ヶ月を超える雇用の見込みがあること ・学生でないこと (2)次の要件を満たす職員は、雇用保険の被保険者として適用されます。 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・31日以上継続して任用される見込みであること
服務、分限、懲戒等	会計年度任用職員は、地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。 なお、パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外となっておりますが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用となるため、アルバイト等が制限されることに御留意ください。

3 申込手続き及び受付期間

項目	内容
応募資格	地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方※
応募方法	下田地区消防組合会計年度任用職員募集申込書(写真貼付)を下田消防本部まで提出してください。(郵送可)
応募受付期間	令和8年1月26日～2月13日 まで
問合せ先	下田消防本部総務課人事財務係 (〒415-0026 下田市六丁目1番14号) 電話:0558-22-1829

4 選考方法

選考は、書類審査及び面接とします。ただし、募集職種に対する応募者が既従事者のみであった場合は、書類選考のみとします。選考日程等は、募集締め切り後に通知します。

※ 地方公務員法第16条の規定に該当する者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 下田地区消防組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者